



令和7年12月12日
報道発表資料
川崎市(環境局)

「長沢浄水場排水処理施設改良工事に係る条例見解書」の写しの縦覧を行います

川崎市環境影響評価に関する条例に基づき、「長沢浄水場排水処理施設改良工事に係る条例見解書」の写しの縦覧を次のとおり行います。

1 指定開発行為の名称及び種類

名 称：長沢浄水場排水処理施設改良工事

種 類：都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第3種行為）

2 指定開発行為者

名 称：川崎市上下水道局

代表者：川崎市上下水道事業管理者 白鳥 滋之

所在地：川崎市川崎区宮本町1番地

3 公告日

令和7年12月12日（金）

4 条例見解書の写しの縦覧

(1) 縦覧期間

令和7年12月12日（金）から令和7年12月26日（金）まで

土曜日及び日曜日は除く。

(2) 縦覧場所及び時間

多摩区役所10階、生田出張所1階、環境局環境評価課（市役所本庁舎20階窓口⑥）

午前8時30分～午後5時（環境局環境評価課は午後5時15分まで）

※縦覧開始日（12月12日）は、午前10時から縦覧を行います。

*上記期間中、本市ホームページに当該条例見解書の内容を掲載します。

<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html>



掲載先ホームページ 二次元コード

5 事業内容等に関する問合せ先

窓 口：株式会社東洋設計GX推進3部

住 所：石川県金沢市諸江町中丁212番地1

電 話：076-233-1093

FAX：076-233-3775

6 備考

「条例見解書」とは、条例環境影響評価準備書に対して提出された意見書の概要及び当該意見書についての指定開発行為者の見解を記載した図書です。

問合せ先

川崎市環境局環境対策部環境評価課 鈴木

電話 044-200-2152

環境アセスメントに係るお知らせ

令和7年12月12日

川崎市環境影響評価に関する条例第22条第2項に基づき長沢浄水場排水処理施設改良工事に係る条例見解書の写しの縦覧を次のとおり行います。

※「条例見解書」とは、条例環境影響評価準備書に係る市民意見等に対する指定開発行為者の見解を示したものであります。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	川崎市上下水道局 川崎市上下水道事業管理者 白鳥 滋之
	名称	長沢浄水場排水処理施設改良工事
	種類	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第3種行為）
	実施区域	川崎市多摩区三田5-1-1
	目的	経年劣化した脱水機設備を含む排水処理棟の更新
	内容	計画地面積：約37,900m ² 開発行為区域面積：約16,900m ²
	施行期間	2026年6月～2031年7月
縦覧のお知らせ	縦覧期間	令和7年12月12日（金）から令和7年12月26日（金）まで
	縦覧場所及び時間	<p>■多摩区役所10階、生田出張所1階 午前8時30分から午後5時まで。土曜日及び日曜日は除く。</p> <p>■環境局環境評価課（市役所本庁舎20階窓口⑥） 午前8時30分から午後5時15分まで。土曜日及び日曜日は除く。</p> <p>※すべての縦覧場所で開始日（12月12日）は午前10時から行います。</p>
	ホームページ	<p>ホームページから条例見解書の閲覧ができます。</p> <p> 検索 川崎市 アセス図書の公表</p> <p>https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0-0.html</p> 
	問合せ先	<p>川崎市環境局環境対策部環境評価課（市役所本庁舎20階） 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話：044-200-2156 FAX：044-200-3921 Eメール：30kanhyo@city.kawasaki.jp</p>